

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			経済局 消費経済課 消費生活係 担当者名 佐々木 里美 電 話 671-2584

設 計 書

1 委 託 名 高齢者の消費者被害防止に向けた「見守り」啓発動画制作等に係る業務委託

2 履 行 場 所 横浜市経済局消費経済課

3 履行期間 期間 契約締結した日 から 令和2年1月20日 まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 別添仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
動画の企画・構成		1	式			
動画制作・編集 (駅構内デジタル サイネージ用素材 の編集含む)		1	式			
データ変換		1	式			
一般管理費		1	式			
小計						
消費税及び 地方消費税相当額						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

高齢者の消費者被害防止に向けた「見守り」啓発動画制作等に係る業務委託 仕様書

1 目的

高止まりの状況にある高齢者の消費者被害を未然に防いだり、早期発見・解決したりするためには、周囲の気づきや見守り・声かけが重要であるということと呼びかける動画を企画、制作することを目的とする。

2 映像の概要

(1) 主な内容

高齢者が消費者被害に遭いやすい理由、高齢者に多い被害の手口や事業者がつけ込むポイントなどをストーリーに組み込みつつ、高齢者を取り巻く人々に対し、高齢者が消費者被害に巻き込まれないよう見守ることや高齢者の被害に早期に気づき、横浜市消費生活総合センターに相談することを促すような映像作品を制作する。

(2) 視聴対象者

中学生から大人までの一般市民（高齢者を取り巻く方）

(3) 活用方法

交通広告（電車、バス、駅構内等）、シネアド（映画館）、YouTube 等

(4) 動画視聴により期待する効果

「自分は被害には遭わないから大丈夫だ」と思う高齢者が多いことを踏まえ、高齢者を取り巻く人々が、動画を視聴することで高齢者の消費者被害の実態や危険性を理解し、周囲の高齢者への声かけや見守りのきっかけとなることを期待する。

3 業務内容

(1) 動画の企画・構成

本市が提供する資料（高齢者が悪質事業者に狙われる理由、高齢者に多い消費者被害等）を参考にした企画案を受託者が作成し、本市と協議し内容を決定する。決定した内容をもとに、映像、音声等を作成する。

(2) 動画の制作・編集

動画制作に必要な撮影や映像作成を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。各種調整についてもすべて受託者が行う。なお、本動画の著作権譲渡及び著作者人格権不行使に対する対価並びに肖像権に対する対価は制作代金に含まれるものとする。また、映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップや字幕の付加などの編集作業を行い、完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

(3) データ変換及び駅構内デジタルサイネージ用素材の編集

下記のとおり、各種用途に合わせたデータ変換及び編集を行う。

	用途	画面サイズ/ 解像度	ファイル形式	動画種類
1	電車 (市営地下鉄・相鉄等)	17.5 インチ (16:9) 1920px×1080px	WMV	15 秒版 (2 種類)
2	バス (市営バス・神奈中バス等)	22、27 インチ (16:9) 1280px×720px	MPG / AVI	
3	駅構内デジタルサイネージ (主に横浜駅の縦型画面) 詳細は※4を参照	70 インチ (16:9) 1920px×1080px	WMV9	駅構内用 ※15 秒版 (2 種類) を連続再生し計 30 秒の動画とする。
4	WEB	— 1920px×1080px	WMV	15 秒版 (2 種類) 30 秒版 (1 種類)
5	マスターデータ	— 1920px×1080px	MP4	啓発版 (1 種類) 駅構内用

※1 シネアド用は、映画館納品時に変換を行うため、データ変換は不要

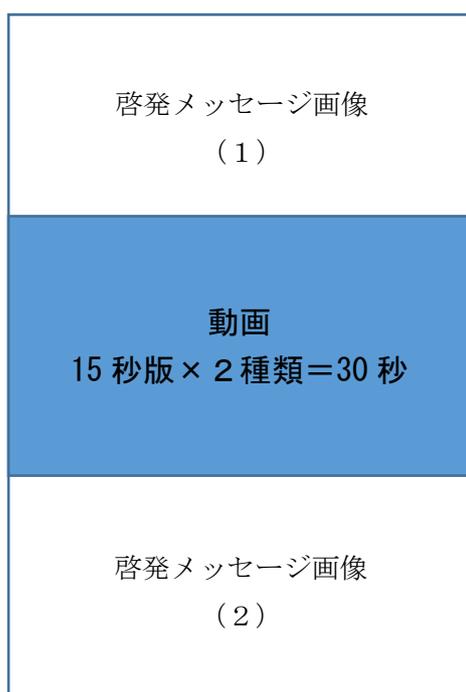
※2 「1 電車」、「2 バス」、「3 駅構内デジタルサイネージ」の参考 (P29)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/kigyoo/jigyoannai/kokoku/media-train.html>

※3 「3 駅構内デジタルサイネージ」は縦型のサイネージであるが、入稿用データは横長で作成すること (上記参考 URL の P29 に記載のとおり)。

※4 「3 駅構内デジタルサイネージ」は、15 秒版 (2 種類) の動画を使用し、以下の
ような形式で作成すること。

駅構内デジタルサイネージ (イメージ)



※ 啓発メッセージ画像の文言は、
契約締結後に別途協議する。

4 動画の仕様

- (1) 15 秒版（2 種類）、30 秒版（1 種類）、2 分～3 分程度の啓発版（1 種類）の 4 種類の動画をそれぞれ異なるストーリーで制作する。なお、すべての動画について、字幕を付けること。

ア 15 秒版（2 種類）

主に電車やバスなどの交通機関や駅構内での放映を想定。事業者の悪質な勧誘や高齢者が被害に遭う心理的なポイント等を紹介する内容のアニメーションとする。なお、WEB 上での公開も想定し、音声や BGM があるアニメーションを制作することとするが、音声がない広告媒体で放映する場合でもその危険性や危機感が伝わるような内容とする。また、高齢者自身の視点ではなく、「中高生の孫世代からの（祖父母を心配する）視点」と「中高年の子ども世代からの（親を心配する）視点」の 2 種類の動画を制作すること。

イ 30 秒版（1 種類）

主に映画館でのシネアド上映を想定。上記アに記載の内容に加え、高齢者を取り巻く方（家族や介護者等）が、高齢者の被害防止の大切さに気づけるような内容のアニメーションとする。

ウ 啓発版（1 種類）

主に WEB 上での掲載を想定。働く世代に高齢者の消費者被害防止を呼びかける内容とし、実写による動画とする。なお、構成案については、別紙、「啓発版（1 種類）に関する構成案」を参照すること。

※ 上記、ア～ウの動画内容の詳細については、契約締結後に別途協議する。

- (2) 制作する動画は、以下を達成するものとする。

ア 制作した動画が WEB、SNS 等での拡散につながるよう、インパクトのあるコピーやテロップ、音楽を使用することで魅力性・話題性に富んだ内容とすること。

イ 高齢者の消費者被害防止のためには「見守り」が重要であるということと呼びかける内容とすることから、すべての動画の最後に周囲の「見守り」が重要であることがわかるような、共通のキャッチフレーズ及び横浜市消費生活総合センターの相談専用電話番号（045-845-6666）を入れること。

ウ 受託者が保有するアーカイブや手配可能な資料映像・資料写真等も活用し、効果的に表現すること。（資料素材は出所が明らかなもののみを使用すること。）

5 成果品に係る著作権等

- (1) 受託者は、業務委託の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、業務委託の完了後、成果品を本市に提出し、本市による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を市に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (3) 成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを本市に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

6 動画の活用について

本仕様書に基づき制作した動画は、YouTube、横浜市経済局ウェブサイト等の媒体で横浜市経済局が行う広報展開での利用やイベント時に、自由かつ長期的に利用できるものとし、受託者は企画、出演者、デザイン、音楽の権利関係を調整するものとする。なお、実写による動画の制作については、肖像権の買取りを含むものとし、スクリーンショットによる二次利用などにも活用できるものとする。

7 納品

(1) 企画案

契約締結後、速やかにデータにて企画案を提出すること。

(2) 制作物

ア データ変換したファイル形式（「3(3) データ変換及び駅構内デジタルサイネージ用素材の編集」の「用途」ごとにデータメディア（DVD-R等）にて納品すること（合計5枚）。なお、盤面には収録内容がわかるよう「3(3) データ変換及び駅構内デジタルサイネージ用素材の編集」の「用途名」を記載し、ケースは市販の透明なプラスチックケース（個装できるもの）を使用すること。

イ 上記アと合わせて、15秒版（2種類）、30秒版（1種類）、啓発版（1種類）の白素材も納品すること。

※ 納品するすべてのデータについて、コピーガード等は付けずに複製が可能なものとする。

(3) 動画素材一覧表

撮影素材、撮影場所の一覧表を作成し、制作物（完成版）納品時に納品すること。

(4) 納品場所・期限

場所：経済局消費経済課

期限：令和2年1月20日（月）

8 留意事項

(1) 長期的に活用できる動画とするため、実写版の動画に著名人は起用しないこととする。

(2) 業務委託の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。

(3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上、決定する。

(4) 契約の履行にあたっては、委託契約約款を遵守すること。

啓発版（1種類）に関する構成案

【イントロダクション】（約30秒程度）
・高齢者の消費者被害の現状
【事例】（約60秒）
・悪質事業者が高齢者を狙う手口① ・悪質事業者が高齢者を狙う手口②
【解説】（約90秒）
・上記事例のそれぞれについて、気づきのポイント、対応方法を解説 ・最後に、横浜市消費生活総合センターを紹介（相談電話番号等）

（参考）事例の参考URL（横浜市消費生活総合センターHP）

<https://www.yokohama-consumer.or.jp/consultation/casestudy/search/index.html>

※ 高齢者から多く寄せられる相談